

会費等に関する定款施行規則

(目的)

第1条 この施行規則は、公益社団法人福岡県病院協会（以下「本会」という。）の定款第7条に基づき、会員が負担すべき入会金、会費及び負担金について定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 新たに本会に加入した会員は、入会金1万円を納入しなければならない。

(会費)

第3条 会員は、会費として年額5万円を納入しなければならない。ただし、令和4年度及び令和5年度の年額会費は、6万円とする。

(会費等の使途)

第4条 前2条に規定する入会金及び会費は、一事業年度における合計額の3割以上を当該年度の公益目的事業のために使用するものとし、残余はその他の事業及び管理費用のために使用するものとする。

(負担金)

第5条 会員は、特別の支出のために必要な場合は、会員総会により決定された負担金を納入しなければならない。

(会費等の減免)

第6条 会員が、災害その他の理由により会費又は負担金の納入が特に困難となった場合においては、理事会の決定により、その一部を減額し、又は徴収を猶予することができる。

(施行規則の変更)

第7条 この規則は、会員総会の議決をもって変更することができる。

附 則

この規則は、公益社団法人福岡県病院協会の設立登記の日から施行する。

改 正 平成27年6月16日

附 則

この規則は、令和3年6月22日から施行する。